

(平成24年12月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 3件

岡山厚生年金 事案 1682 (事案 1633 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年6月1日から同年11月1日までの期間、同年12月1日から5年5月1日までの期間及び同年12月1日から6年11月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を、4年6月から同年10月までは50万円、同年12月から5年4月まで及び同年12月から6年10月までは53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月1日から6年12月1日まで

申立期間の標準報酬月額について、年金記録が低額であるので記録の訂正を求めたが、厚生年金保険料額及び報酬月額を確認できる資料が無かったため記録の訂正が認められなかった。

今回、申立期間の一部について、給与明細書が出てきたので正しい年金記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、給与明細書、源泉徴収票及び課税台帳が無く、厚生年金保険料額及び報酬月額を確認することができないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成24年7月26日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たに申立期間に係る給与明細書が見付かったとして、再度、申立てを行っているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額

を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成4年6月1日から同年11月1日までの期間、5年4月1日から同年5月1日までの期間、6年1月1日から同年2月1日までの期間及び同年7月1日から同年11月1日までの期間の申立人に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書に記載された厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額から、4年6月から同年10月までは50万円、5年4月、6年1月及び同年7月から同年10月までは53万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、給与明細書が無い平成4年12月1日から5年4月1日までの期間、同年12月1日から6年1月1日までの期間及び同年2月1日から同年7月1日までの期間の標準報酬月額については、他の月に係る給与明細書及び給与振込額等から推認し、4年12月から5年3月まで、同年12月及び6年2月から同年6月までは53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る報酬月額を社会保険事務所（当時）に対し誤って届出を行い、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても過少な納付であったと認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成3年12月1日から4年6月1日までの期間、同年11月1日から同年12月1日までの期間及び5年5月1日から同年12月1日までの期間については、給与明細書、源泉徴収票、課税台帳及び金融機関への口座振込額を確認できる資料が無く、厚生年金保険料額及び報酬月額を確認することができない。

また、平成6年11月1日から同年12月1日までの期間については、給与明細書により確認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額がオンライン記録における標準報酬月額と一致している。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成4年12月31日から5年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成5年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したかについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年12月31日から5年7月1日まで
② 平成5年7月1日から同年10月1日まで

申立期間①については、A社、申立期間②については、B社（現在は、C社）に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、平成4年12月31日から5年6月1日までの期間について、申立人が所持する給与支払明細書及びA社に係る申立人の雇用保険の加入記録により、申立人は、当該期間において、同社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記給与支払明細書における給与支給額及び厚生年金保険料控除額から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、平成5年10月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、平成5年6月1日から同年7月1日までの期間について、申立人が所持する給与支給明細書から、当該期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、平成5年6月1日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人が所持する給与支払明細書及びB社に係る申立人の雇用保険の加入記録により、申立人が同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、上記給与支払明細書から、申立期間②の厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、C社は、申立期間②当時の資料を保管していないため申立人の厚生年金保険料を控除したかどうかは不明である旨回答している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成13年8月から15年6月までは17万円に、同年7月から16年9月までは19万円に、同年10月から17年2月までは18万円に、同年3月から同年8月までは19万円に、同年9月から18年2月までは18万円に、同年3月から19年8月までは19万円に訂正することが必要である。

申立人は、申立期間②から④まで及び⑥から⑩までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年8月8日は10万円、同年12月22日は12万円、16年8月11日は9万円、17年8月11日は10万円、同年12月22日は7万8,000円、18年8月11日は11万円、同年12月20日は11万円、19年8月31日は11万円、同年12月25日は10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年8月1日から19年9月1日まで
② 平成15年8月8日
③ 平成15年12月22日
④ 平成16年8月11日
⑤ 平成16年12月22日
⑥ 平成17年8月11日
⑦ 平成17年12月22日
⑧ 平成18年8月11日
⑨ 平成18年12月20日
⑩ 平成19年8月31日
⑪ 平成19年12月25日
⑫ 平成20年8月20日

⑬ 平成 20 年 12 月 29 日

⑭ 平成 21 年 8 月 11 日

⑮ 平成 21 年 12 月 25 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①の標準報酬月額並びに申立期間②、③及び⑤から⑬までの標準賞与額について、実際に支給された金額と比較して年金記録が低額となっており、申立期間④、⑭及び⑮については、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、記録が無いため、年金記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額について記録の訂正等を行う場合も、同様に、源泉控除されていたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間①のうち、平成 13 年 8 月から 16 年 6 月までについては、給料台帳等の保険料控除を確認できる書類は存在しないが、オンライン記録において、申立期間①の始期である 13 年 8 月に申立人の標準報酬月額が 17 万円から 13 万 4,000 円へと著しく低下していることが確認できるところ、その前月に当たる 13 年 7 月と同等の額の給与が、同年 8 月から同年 12 月まで、申立人の預金口座に振り込まれていたことが申立人の所持する預金通帳から確認できることから、同期間について、申立人は、平成 13 年 7 月の標準報酬月額である 17 万円に見合う厚生年金保険料を控除されていたと推認できる上、この場合、計算された社会保険料控除額は、平成 13 年分市県民税台帳兼課税台帳と一致する。

また、申立期間①のうち、平成 14 年 1 月から 16 年 6 月までについても、給与の振込額は、オンライン記録における標準報酬月額を超えている上、平成 14 年分及び 15 年分市県民税台帳兼課税台帳並びに 16 年分給与支払報告書の社会保険料控除額に見合う標準報酬月額についても、オンライン記録における標準報酬月額を超えていることが確認できる。

さらに、申立期間①のうち、平成 16 年 7 月から 19 年 8 月までについては、申立てに係る事業所が保管する給料台帳又は源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人の報酬月額及び控除されていた社会保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額を超えていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額は、上記の預金通帳、給与支払報告書、給料台帳及び源泉徴収簿兼賃金台帳で確認又は推認できる厚生年金保険料額から、平成13年8月から15年6月までを17万円に、同年7月から16年9月までを19万円に、同年10月から17年2月までを18万円に、同年3月から同年8月までを19万円に、同年9月から18年2月までを18万円に、同年3月から19年8月までを19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からの供述は得られないが、上記の関連資料において確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記の関連資料で確認又は推認できる給与総額及び保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間②及び③について、平成15年分市県民税台帳兼課税台帳の社会保険料控除額は、当該年におけるオンライン記録の標準賞与額に見合う社会保険料額を超えていることが確認できる。

また、申立人が所持する預金通帳及び申立てに係る事業所が保管する給料台帳又は源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立期間④について、申立人は、申立てに係る事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められ、申立期間⑥から⑩までについても、申立人の賞与額及び控除されていた社会保険料額に見合う標準賞与額は、オンライン記録における標準賞与額を超えていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②から④まで及び⑥から⑩までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立人の申立期間②から④まで及び⑥から⑩までの標準賞与額については、上記の預金通帳、市県民税台帳兼課税台帳、給与支払報告書、給料台帳及び源泉徴収簿兼賃金台帳で確認又は推認できる厚生年金保険料額から、平成15年8月8日は10万円、同年12月22日は12万円、16年8月11日は9万円、17年8月11日は10万円、同年12月22日は7万8,000円、18年8月11日は11万円、同年12月20日は11万円、19年8月31日は11万円、同年12月25日は10万円とすることが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からの供述は得られないが、

複数の者についても、申立人と同様にオンライン記録における標準賞与額に基づく厚生年金保険料を超える厚生年金保険料が控除されていることから、事業主は、上記の関連資料において確認又は推認できる保険料控除額に見合う賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

4 一方、申立期間⑤、⑫及び⑬については、申立てに係る事業所が保管する給料台帳又は源泉徴収簿兼賃金台帳で確認できる申立人の控除されていた社会保険料額は、オンライン記録における標準賞与額に見合う社会保険料額の範囲内の金額となっている。

また、申立期間⑭及び⑮については、申立人の所持する預金通帳及び上記の給料台帳から、賞与の支給が確認できるものの、同台帳により、当該賞与から、社会保険料を控除されていないことが確認できる。

さらに、申立人の申立期間⑤及び⑫から⑮までにおける標準賞与額の記録が遡って訂正又は取り消されているなどの不自然な点は見当たらない上、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から同年 6 月までの期間、同年 11 月、62 年 7 月及び平成 4 年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 4 月から同年 6 月まで
② 昭和 61 年 11 月
③ 昭和 62 年 7 月
④ 平成 4 年 6 月

時期は定かではないが、自宅へ来た集金人に申立期間①から④までの国民年金保険料をまとめて支払った。金額は記憶していないが、手元にあったお金で支払い、領収書を受け取った。その場に母も同席しており、そのことを記憶している。それなのに申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したと申し立てているが、申立期間④を納付できる時点では、申立期間①、②及び③は時効により納付することはできない。

また、申立人は、事業所を辞める都度、国民年金の加入手続を行っていたとしているが、申立人に係る昭和 56 年 11 月 1 日の資格取得以外の資格記録は、平成 24 年 6 月 26 日に追加されていることがオンライン記録で確認でき、申立人の供述と相違している。

さらに、申立人は保険料納付を自身で行ったとしているが、納付の時期や金額など申立期間の保険料納付に関する記憶は明確でない上、申立人が申立期間の保険料を納付した際に同席していたとする申立人の母親からは事情を聴取できないため、申立期間に係る保険料の納付状況は明らかではない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 992

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 3 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月から 52 年 3 月まで

申立期間当時は、A職として働いていた。時期は定かではないが、父親が国民年金保険料を納付していると言っていたことを記憶している。国民年金の加入手続は父親が行い、申立期間の国民年金保険料は母親が納付してくれたはずである。年金手帳は紛失しており、両親も既に死亡しているため詳細は分からないが、申立期間が未納とされているのは納得できないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 53 年 2 月に払い出されており、申立人はこの頃に国民年金に加入したものと推認されるが、この時点では申立期間の一部（昭和 48 年 3 月から 50 年 12 月まで）の国民年金保険料は時効により納付することができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとする申立人の両親は既に死亡しており、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な証言は得られない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 5 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 54 年 10 月 2 日から 55 年 3 月 1 日まで
昭和 54 年 5 月 1 日に A 県 B 事業所に臨時職員として採用され、55 年 2 月 29 日まで勤務していたにもかかわらず、その期間について厚生年金保険の加入記録が無いことに、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人の所持する在職証明書、申立てに係る事業所の保管する人事記録等から、申立人が申立期間①及び②において、同事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立てに係る事業所は、申立内容に係る資料を保管しておらず、申立人の厚生年金保険の加入状況及び保険料控除の状況については不明であると回答している上、同事業所の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

また、申立てに係る事業所の保管する、申立期間に係る臨時的任用承認請求（報告）書及び臨時的任用期間更新承認請求（報告）書に記載されている 15 人（申立人を含む。）のうち、同請求書に記載されている任用期間に被保険者記録が確認できない者が申立人を含めて 6 人おり、申立てに係る事業所は、必ずしも全ての臨時職員を採用と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがわれる。

このほか、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から 44 年 5 月 24 日まで

A社B店を退職した昭和 44 年 5 月当時は脱退手当金の制度自体を知らなかった。事業所から脱退手当金の説明を受けた記憶もなく、そのような状況の中で脱退手当金を請求しているはずがないので、受給したこととされている年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示及び脱退手当金請求書の受付番号が記載されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約7か月後の昭和 44 年 12 月 26 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立てに係る事業所の元従業員の中には、当時、同事業所が退職者に対して脱退手当金に関する説明を行い、受給手続についても同事業所が行っていたことを記憶している者がいる。

さらに、申立人は、退職時に再就職の意志はなかった旨供述しており、申立期間後に取得した厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間とは別番号となっていることを踏まえると、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である上、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶がないという主張のほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 1 日から同年 5 月 7 日まで

昭和 44 年 3 月に A 事業所を退職し、同年 4 月から B 社に勤務した。社会保険への加入を条件に入社しており、入社時から厚生年金保険料を控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時に B 社における厚生年金保険被保険者資格を取得している従業員に係る雇用保険の記録から、同社は雇用保険と厚生年金保険の加入手続を同月内に行っていることが確認できる。申立人に係る雇用保険被保険者資格の取得日は、厚生年金保険被保険者資格の取得日と同じ昭和 44 年 5 月 7 日であることが確認できる。

また、B 社は、「申立期間当時は試用期間（厚生年金保険料が控除されていない期間）を設けていたため、入社時から厚生年金保険に加入させてはいなかったものと思われる。」と回答している上、同社において申立人と近接する時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚も、申立期間当時に試用期間があった旨回答している。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。